

教育職員免許状の更新に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

佐賀県教育委員会委員長 牟田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第2号

教育職員免許状の更新に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の更新に関する規則（平成21年佐賀県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|---|--|----------------------------|---|--|----|---------------------------------|---|---|----|----|---|--|----------------------------|---|---------------------------------|---|
| <p>（関係法令の略称）</p> <p>第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる法令は、当該右欄のとおり略称する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>左欄</th><th>右欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）</td><td>略</td></tr><tr><td><u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示（平成20年文部科学省告示第51号）</u></td><td>告示</td></tr><tr><td>佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）</td><td>略</td></tr></tbody></table> | 左欄 | 右欄 | 略 | | 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号） | 略 | <u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示（平成20年文部科学省告示第51号）</u> | 告示 | 佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号） | 略 | <p>（関係法令の略称）</p> <p>第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる法令は、当該右欄のとおり略称する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>左欄</th><th>右欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）</td><td>略</td></tr><tr><td>佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）</td><td>略</td></tr></tbody></table> | 左欄 | 右欄 | 略 | | 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号） | 略 | 佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号） | 略 |
| 左欄 | 右欄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号） | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示（平成20年文部科学省告示第51号）</u> | 告示 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号） | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 左欄 | 右欄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号） | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号） | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>（更新講習免除の認定）</p> <p>第7条 改正法附則第2条第5項に規定する免許状更新講習の免除の認定を受けようとする者<u>（告示第1号及び第2号の規定に該当する者を除く。）</u>は、次に掲げる書類を免許管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> | <p>（更新講習免除の認定）</p> <p>第7条 改正法附則第2条第5項に規定する免許状更新講習の免除の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を免許管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p><u>第8条 改正法附則第2条第5項に規定する免許状更新講習の免除の認定を受けようとする者（告示第1号又は第2号の規定に該当する者に限る。）は、次に掲げる書類を免許管理者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 告示第1号の規定に該当する者</u></p> <p><u>ア 免許状更新講習免除申請書（予備講習によるもの）（様式第7号）</u></p> <p><u>イ 免許状の写し又は免許状授与証明書。ただし、修了確認期限の延期を行っている場合は、修了確認期限延期証明書</u></p> <p><u>ウ 告示第1号に規定する当該告示の実施前に文部科学大臣が指定した講習の開設者が発行する当該講習の課程の修了に関する証明書</u></p> <p><u>(2) 告示第2号の規定に該当する者</u></p> <p><u>ア 免許状更新講習免除申請書（予備講習によるもの）（様式第7号）</u></p> <p><u>イ 免許状の写し又は免許状授与証明書。ただし、修了確認期限の延期を行っている場合は、修了確認期限延期証明書</u></p> <p><u>ウ 告示第2号に規定する当該告示の実施前に文部科学大臣が指定した講習の開設者が発行する当該講習の課程の一部の履修に関する証明書</u></p> <p><u>エ 免許法第9条の2第3項に規定する免許状更新講習の課程を修了した者であることを証明する書類</u></p> <p><u>（修了確認義務を課す教育の職）</u></p> <p>第11条 改正省令附則第3条第3号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> | <p><u>第8条 削除</u></p> <p><u>（修了確認義務を課す教育の職）</u></p> <p>第11条 改正省令附則第3条第3号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(2) <u>佐賀県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を設置する学校法人の理事</u></p> <p>(更新講習を受講することができる教育の職)</p> <p>第13条 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>佐賀県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を設置する学校法人の理事</u></p> <p>(学校法人等における更新講習の免除対象者)</p> <p>第15条 施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>佐賀県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を設置する学校法人の理事</u></p> | <p>(2) <u>私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人(佐賀県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を設置するものに限る。第13条第2号及び第15条第2号において同じ。)</u>又は<u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人(佐賀県内の幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。第13条第2号及び第15条第2号において同じ。)</u>の理事</p> <p>(更新講習を受講することができる教育の職)</p> <p>第13条 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>私立学校法第3条に規定する学校法人又は社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の理事</u></p> <p>(学校法人等における更新講習の免除対象者)</p> <p>第15条 施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>私立学校法第3条に規定する学校法人又は社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の理事</u></p> |
| <p>様式第1号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和・平成 年 月 日生」を「 年 月 日生」に、「修了(履修)年月日」を「修了(履修)認定年月日」に、「ちょうふ」を「貼付」に改める。</p> <p>様式第2号及び様式第3号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和・平成 年 月 日生」を「 年 月 日生」に、「ちょうふ」を「貼付」に改める。</p> <p>様式第4号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和・平成 年 月 日生」を「 年 月 日生」に改める。</p> | |

月 日生」に、「修了(履修)年月日」を「修了(履修)認定年月日」に、「ちょうふ」を「貼付」に改める。
様式第5号及び様式第6号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和・平成 年 月 日生」を「
年 月 日生」に、「ちょうふ」を「貼付」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号 削除

様式第8号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和・平成 年 月 日生」を「 年
月 日生」に、「修了(履修)年月日」を「修了(履修)認定年月日」に、「ちょうふ」を「貼付」に改める。

様式第9号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和・平成 年 月 日生」を「 年
月 日生」に、「有する教育職員免許状」を「有する免許状」に、「ちょうふ」を「貼付」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。